

令和8年3月25日開催 地域クラブ認定制度説明会 質問、回答事項

Q 1 活動時間について、これまで中学生は20時30分まで、小学生は20時までというのがあったが、なくなるということによろしいか。

A 1 これまでは、部活動及びスポーツ活動の在り方に関する最上地区の共通実践事項に基づき、施設設置者の協力のもと実施してきました。令和8年度からは、中学生における活動時間については、新たに定めた「新庄市における部活動及び地域クラブ活動の基本方針」に基づき活動していただきたい。小学生についても、基本方針に準じた活動をお願いします。また、小学生については、所属しているクラブを統括している団体、例えば山形県スポーツ少年団本部などで定められた活動時間等があれば、その遵守をお願いします。

Q 2 認定クラブ活動の要綱ということで、第6条に認定の有効期間が3年間となっている。そのあとの第7条には、変更の届出ということで、変更があった場合は、様式第7号で変更を届出なければならないとなっている。様式が添付されていないので、変更の範囲がどれくらいか、生徒が入れ替わる可能性があるのか、有効期間の3年間の中でどこまで変更の届出をしなければいけないのか。2点目は、補助の支援ということだが、補助金という形になるのか、交付金という形になるのか、隔年での申請、実績報告等々必要になるのか。

A 2 認定地域クラブの参加者や指導者の数、どのような方が資格をもって指導にあたっているかなど把握する必要があるため、お手数ですが、変更があれば届けていただきます。従いまして、クラブ員の変更は毎年行われますので、毎年、提出いただくこととなります。ただ、軽微な変更などをどこまでにするかについては今後決めていくところとなる。

2点目については、認定地域クラブへの支援は「補助金」という形式となるため、補助金申請した場合には、実績報告を提出していただくこととなります。

Q 3 ①～⑬

① 質問された事項を、文書で共有してほしい。

A 地域クラブへメールで送付するとともに、ホームページなどでも共有いたします。

② 国の事業の中で、活動費の支援と経済的困窮生徒への支援を実施頂きありがたいのですが、スポーツ環境の構築等の施設の整備改善も必要ではないのか。

- ・利用できる施設の活用がなかなか難しいため、この補助金に対応できるのなら廃校した学校や現在利用が少ない施設等の改善をお願いしたい。下記、③の質問に関連する。
- ・用具保管の問題が各学校で対応が違うこと。また、教育委員会職員・校長・教頭がかわると対応が変わることからこの事業で用具保管の管理を整備し、新庄市での共通事項としていただきたい。下記、④の質問に関連する。

A 市のスポーツ施設については、現在、老朽化などの課題に直面しているなかで、有利な起債や交付金等を活用しながら整備してきました。今後のスポーツ施設の整備については、市全体の施設整備のあり方を見直す中で、将来的なスポーツ施設の整備の方向性について検討してまいります。

③ 学校等や施設の利用の優先順位を教育委員会で決めてほしい。

- ・地域展開するという事は、指導者は、日中仕事をしており、放課後の時間では指導できず夜間での活動が中心となる。しかしながら現在は、スポ少、部活動、地域団体の利用で施設確保が難しい。平日も地域展開している部活動もあり、学校側では優先順位を決められないので教育委員会の方で、学校施設については優先順位を決めてほしい。

(市体育館など公共施設は難しいのでこの質問には該当しない) 今後、平日の部活動が地域展開された際の喫緊の課題となります。

- A 現在、利用調整については、各学校で対応いただいております。この要望につきましては、今後、開催される部活動の地域展開推進委員会における議題としていきたいと考えています。

④ 学校におかせていただいている用具等について共通見解を示してほしい。

- ・基本的には、学校に用具等を置かないことは、原則理解しておりますが、スポーツ庁や文化庁の通知によると学校・施設等の開放には、積極的な対応をとるの記載があります。また、明倫学園の建設時の施設整備委員会でもこの話が出て学校に用具等を置けるような対応を行うとの話がありました。そうした経緯もあり、お互いの立場を理解した折衷案を提示いただき、共通見解としていただきたい。

- A 地域クラブの用具等の保管につきましては、防犯上の観点や責任の所在の関係から、基本的に学校には置かないこととしておりますが、長年の慣習として各学校の校長判断のもと、学校に物品置場がある場合もございます。学校ごとに状況が異なることから、市としての共通見解をお示しすることは難しいと考えております。ご指摘の国通知は承知しておりますので、今後開催される部活動の地域展開推進委員会において議論してまいります。

なお、明倫学園建設時の施設整備委員会での議論は、部活動に対するものであったと認識しております。地域クラブの備品類は原則持ち帰りしていただくこととなりますので、ご理解をお願いします。

⑤ この補助金については、個人ではなく団体へ支払をお願いしたい。

- A 申請をいただいた認定地域クラブに対し、交付することとなります。

⑥ 補助金について、最低ラインの補助金額だが、国が示しているような金額を最大まで受けられるよう県に働きかけ、市でも予算措置を頂きたい。

- A 補助金については、「市町村が実施する事業に対して県が補助する」仕組みとなっており、県からの内示額に基づき、市が予算の範囲内で補助することとなります。今後、さまざまな機会を捉えて、国や県への働きかけをしていきたいと考えております。

⑦ 補助金について、休日のみと理解をしているが、平日も地域展開している団体で、例えば備品でボールを買ったり、指導者の保険料は、平日と休日で分けることが出来ないが、その対応はどうしたら良いか。金額を平日の練習日と休日の練習日で割って割合を示し報告するのか、それとも区別できないので、全額としてよいのか。

- A 休日の地域クラブ活動費が対象経費であります。平日と休日の両方に使用する消耗品や平日分・休日分として按分できない備品等を計上することも可能です。(国)

⑧ 申請時は概算での請求となるが、実績報告時には実数を求められるかと思われるが、休日の地域展開の参加人数の把握は毎回必要か。

A 参加人数等の報告については、今後市の要綱を制定する際の検討事項となりますが、練習日ごとの参加人数の報告までは必要ないと考えています。

⑨ 新庄市の部活動方針について、これまでより柔軟な対応を頂きありがとうございます。

弊団体では、既に真室川・金山以外の最上 6 市町村の児童生徒を受け入れております。送迎をする保護者が、5 時 15 分や 30 分に仕事が終わったとして、それから自宅に帰り、こどもの送迎をするかと思いますが、大蔵の肘折や最上の赤倉周辺からの送迎を考えると開始時間を考えなければなりません。また、③の質問に関連するのですが、施設の利用についてお互いに譲り合って使用していますが、日中の時間に公式戦等やほかの団体が練習をしますとどうしても平日の時間と同じようになります。土曜日の練習時間について開始は 18 時と記載がありますが、弊団体の 5 割を超える保護者が土曜日も仕事です。

上記の理由により、練習開始時間を 18 時以降としております。平日の開始時間を休日にも適用できないか。

昨日の説明会では、学校の先生を中心に検討したとありますが、今後地域展開クラブのメンバーも検討会へ参加させていただくとありがたいです。

A 開始時刻の設定については、平日及び休日の活動時間を考慮して設定させていただきました。令和 8 年度については新しい方針に沿った活動をお願いいたします。

今後については、新庄市部活動の地域展開推進委員会等において意見をいただきながら、検討してまいります。

⑩ 上記理由により方針に適合しない部分があるが、その場合、補助金の該当にはならないか。

A 方針から逸脱した活動については、要綱第 10 条の規定により認定を取り消される場合があります。その場合、補助要件として市町村が認定した「認定地域クラブ活動」を対象とするとあるため、補助金の支給対象外となります。

以上が、令和 8 年 3 月 25 日の説明会の内容とそれに関連する質問です。その他の質問として。

⑪ 新庄市として議会の答弁等で部活動は平日のみで休日は存在しないと回答をしておりますが、平日の部活動は学校教育として、休日の部活動（休日の地域クラブの活動）は学校教育ではないのか。学校教育ではない場合、休日の中学生のスポーツ活動を新庄市ではどんな教育と考えているのか。認識しているのか。

A 休日の地域クラブ活動は、学校の部活動とは異なり社会教育活動の一環となります。地域クラブ活動の意義としては「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するもの」「生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するもの」「障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できるもの」と考えており、地域としての子どもの活動の機会の確保に向けて取り組んでまいります。

⑫ 地域展開クラブは、各中学校で対応が異なるため、部活動と同等に取り扱いをしていただきたい。例えば、4月の部活動紹介や中総体・新人戦の壮行式と一緒に紹介していただける学校と紹介して頂けない学校がある。学校の中体連・新人戦の結果報告についても同じです。

各校の対応を統一していただきたい。同じ学校の中学生在が県中体連に加盟しているのならば、部活動と同様の対応をするべきではないかと考えています。

A 市町村をまたいで参加をしているなど、学校や地域クラブによって状況が異なるので、各学校での判断をお願いしているところです。

⑬ 新庄市では31団体あるとのことですが、休日のみ地域展開しているクラブと平日も地域展開しているクラブの一覧表を頂きたい。

A 現在、市に登録している地域クラブの活動状況を含めた情報については、ホームページにて紹介させていただいておりますので、そちらでご確認お願いいたします。

Q4 認定地域クラブ申請に必要な事項である「人件費」の基準額があれば教えてほしい。

A 国からは、下記のとおり示されており、地域クラブの運営団体・実施主体にて「雇用」している人材の費用となります。

人件費

- ・雇用の必要性及び金額（人数、時間、単価、超勤手当の有無）の妥当性に留意すること。
- ・事業に必要な期間のみの雇用となっているか留意すること。ただし、事業を実施するために雇用契約を締結している場合でなくても、補助事業者と雇用関係にある者が事業に係る業務を実施する場合（兼務）には、当該業務に従事した時間に相当する賃金を計上することができる。補助事業者に雇用されている職員に対する人件費を日数や時間単位で計上する場合には、当該職員の雇用契約書に記載されている月給を日数や時間数で除して算出した単価を用いて人件費に計上する。この場合には、当該月給額を算定した根拠となる法人の就業規則 給与規程 雇用契約書等を提出する必要があることに留意しておくこと。

【実績報告時に提出するもの】

- ・業務時間や日数が証明できる出勤簿
- ・業務各日（又は各時間）の業務内容を記した書類（業務日誌など）
- ・賃金として支出したことがわかる書類（給与明細の写しなど）
- ・雇用契約書等雇用関係にあることが分かる資料の写し（雇用契約書の写しなど）
- ・人件費付帯経費（社会保険料雇用主負担や児童手当拠出金等の公租公課、職員の通勤に係る交通費等）についても賃金として計上すること。ただし、福利厚生観点から補助として助成されている食事手当などは除く。
- ・人件費に計上している勤務時間に関する業務内容が、事業との関連性を明確に判別できない場合は対象外となる。
- ・人材派遣会社等から派遣社員を調達する場合の経費は雑役務費として計上すること。

Q5 認定地域クラブになると、参加対象者の学区等による縛り、制限はできなくなるのか。

A 認定地域クラブ活動の対象区域については、学区内や市内全域、市内を超えた区域での設定

など様々なケースが考えられます。

Q 6 地区公民館の一部減免の説明があったが、先日1年分の申請をしてしまったが、減免になるのか。

A 今回のケースの場合は、地区公民館に減免申請をしていただければ一部減免になります。

Q 7 認定地域クラブの経費について、指導者の資格取得の経費等は対象になるのか。

A クラブを運営するにあたり必要な経費として対象としております。ただし、認定地域クラブが中体連等の大会に出場するための登録をする際、参加資格に公認資格を要している指導者が必要な場合があります。競技団体によっては、その資格取得のための支援する制度を設けているところもありますので、まずは、その制度を活用していただき、控除仕切れなかった残りの額を経費として算定してください。

Q 8 経費について、平日と休日で活動しており、休日分の経費に分けてください、とのことだが、どのように分けるのか。

A 月参加費又は年参加費を平日・休日で共通して徴収している場合も含め経費については、平日・休日それぞれの実施回数等により按分するなど、合理的な方法により休日相当分の参加費を算出してください。

Q 9 補助金額について、申請後に増額することは可能か。

A 本申請後の増額については、追加申請等が認められない限り、原則、難しいと考えています。

Q10 旅費も補助対象となっているが、自家用車で移動の算出の方法はどうか。

A 国のQ&Aにおいては、下記のとおり「参加者の交通費（乗車賃や自家用車のガソリン代等）への補助など、個人への給付に当たる支出は認められない。」となっております。

国では事業費計上の留意点として以下のように示している。

旅費

- ・原則として具体的用務ごとに計上すること。
- ・実技指導等を行う指導者等の交通費等、事業の実施に必要な交通費、広域的な活動を行う総括コーディネーター、コーディネーター等の旅費等、事業の実施に必要な旅費のみ計上すること。
- ・支給基準は原則として各地方公共団体の旅費規程によるが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な額にすること。なお、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）を準用すること。
- ・事業計画に照らして行先、単価、回数、人数が妥当か精査すること。
- ・参加者の交通費（乗車賃や自家用車のガソリン代等）への補助など、個人への給付に当たる支出は認められない
- ・外国旅費は、認められない。
- ・タクシー又はレンタカーに係る旅費の支出は認められない。ただし、公共交通機関が整備され

ていない場合や公共交通機関を使用できないような特別な事情がある場合等やむを得ない理由がある場合を除く。なお、この場合、事業完了時には状況を説明する理由書とともに領収書の提出が必要であることに留意する。

- ・航空機に搭乗した際のマイレージポイント等の個人の特典は、その取得を自粛すること。

Q11 収支計算書について、年度の切り替えが7月頃となるため、昨年度のものを提出していいか。

A 本申請時は補助を受ける年度のものを提出いただきます。

Q12 認定申請書に記載する人数について、新一年生がまだ分からない。一旦仮入部の人数で記載していいか。

A 仮で記載いただいて構いません。変更があれば、後日変更の届出をお願いします。

Q13 補助基準額算定書について、記載例がほしい。

A 様式と一緒にホームページに記載します。

Q14 中体連参加クラブと参加しないクラブとで補助金額に差はないのか。

A 参加するかしないかについては各クラブの自由のため、差はありませんが、運動部活動や文化部活動の地域展開等推進事業の実施に必要な大会参加費や登録料などの経費については、補助対象となっています。

【その他、意見、要望について】

要望ですが、他のクラブからの話を聞いて、この地域展開は大人の事情で子どもが犠牲になっているということをもう一回、行政と先生たちとの話が必要なのかなと思う。壮行式も出られないような子どもを地域に作っていくこと自体がまちがっていると思う。子どもが一生懸命頑張っている、そのスポーツをやりたいと頑張っているはずです。大人の都合でどっちでやるかと国全体がなっていると思うが、もう少し地域で子どもを育てるということであれば、もう一回、教育委員会と先生たちと話をし、最低でも壮行式には全員が出られるような体制づくりをしていかないと、子どもが教師に対して不満を持つ。その子どもが地域に帰ってこない、という現象が起きる気がする。新庄市で育ってよかった、そこでスポーツができた、吹奏楽ができた、文化交流ができた、ということをもう一回きちんと話をしていかないとこの地域の子ども達がおかしくなる。大人の都合で子ども達が犠牲になっていると認識していただきたい。よろしくお願いします。

A 今回のご意見については、部活動の地域展開推進委員会においても共有していきたいと考えております。

◎ なお、この回答は、令和8年3月25日（水）現在のものであり、今後、国、県、市の補助要綱等が正式に示されるなかで、変更になる可能性があることをご了承ください。